

やまぐちくらし通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和3年9月2日
-249号-

消費生活トラブル情報

すぐに契約しないで！

自然災害に便乗した悪質商法！

相談事例

台風の後、突然、業者が来訪して…



先日の台風で外壁が傷んでますね。損害保険を使えば自己負担なく修理できますよ。

保険金を請求する手続きもこちらで代行しますよ。手数料として、保険金の30%をいただきます。



保険金で修理できるならすぐにやってもらおう！

その場で契約してしまう…



その後、冷静に考えると…



手数料払うと修理代が足りなくなるんじゃない？

保険金請求の代行手数料は、補償の対象になりません

アドバイス

その場で契約しない！ 家族や周囲の人に相談する！

- 実際に保険金が支払われるのか、いくら支払われるのか、自身が契約している保険会社に確認しましょう！
- 本当に自己負担なく修理できるのか、必要な修理なのかなど、よく確認しましょう！

参考：独立行政法人国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

“電子マネーカード”を購入させる 架空請求詐欺が発生！



- ① コンビニで電子マネーカードの購入を指示
- ② 購入したカードの番号を聞き出して、電子マネーをだまし取る

パソコンのウイルス除去・修復 名目

パソコンでウェブサイト閲覧中に、ウイルス感染の画面が突然表示され、表示された連絡先に電話すると、パソコンの復旧のための手数料を要求された



画面の指示には従わず、連絡をしない！

高額当選金受領手数料 名目

「×億円を受け取れる」といったメールなどが届き、当選金を受け取るための手数料等を要求されるもの



身に覚えのないメールを開封したり、URLにアクセスしたりしない！

参照：山口県警察本部「防犯情報」

注意情報

自然災害！早めの安全確保！



避難が必要な状況になった際は、直ちに命を守る行動を！！！！

- 浸水や土砂災害などが発生しやすい場所がないかをハザードマップなどで確認！
- ニュースや自治体からの情報を入手できるようにしておく！
- 台風や大雨が近づいているというニュースを見聞きしたら、災害への備えを確認！
- 家族と避難場所・経路、連絡方法などを話し合っておく！

※ 情報から取り残されている方が周辺にいるかもしれません。家族や近隣住民が声かけなどを行い、早い段階での避難を促しましょう。



参考：独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第401号」(http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen401.html)

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→
を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど